

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第63回) 〈書面開催〉

日 時：令和5年3月24日(金)

1 開 会

2 議 題

(1) 国・県・市の対応状況について（事務局）

(2) 感染症拡大防止について（事務局）

(3) 報告事項

- ・新型コロナワクチン接種について（こども保健部）
- ・保育園（所）等におけるマスク着用の考え方及び新型コロナウイルス感染症による報告について（こども保健部）
- ・令和5年4月1日以降の小中学校におけるマスクの取扱い等について（教育委員会）

(4) その他

- ・岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第84回)資料から抜粋　〈資料1〉
感染症法上の位置づけの変更（5類移行）に伴う対応

3 閉 会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	桑村 功士	副本部長
津山市副市長	野口 薫	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	水田 啓介	副本部長
企画財政部長	左居 薫	
企画財政部参与	平井 良幸	
総務部長	三浦 英俊	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	尾高 弘毅	
環境福祉部長	朝田 一	
環境福祉部参与	木梨 良祐	
こども保健部長	奥田 賢二	
産業経済部長	明楽 智雄	
観光文化部長	今村 弘樹	
農林部長	中川 竜二	
都市建設部長	山本 将司	
地域振興部長	藤井 浩次	
水道局長	小林 和弘	
教育次長	粟野 道夫	

【事務局】

こども保健部次長兼健康増進課長	鏡 真由美	
こども保健部次長兼ワクチン接種推進室長	谷口 克典	
こども保健部こども保育課長	金田 郁	
こども保健部企画参事	坂元 勝之	
こども保健部健康増進課主幹	森上 真由美	
こども保健部ワクチン接種推進室主幹兼健康増進課主幹	町田 知己	
総務部危機管理室長	西村 敏之	

(1) 国・県・市の対応状況について

1) 国の対応状況 (3月9日以降)

- ・3/10 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について

2) 県の対応状況 (3月9日以降)

- ・3/17 高齢者施設等の従事者に対する集中的検査の継続
コロナ受け入れ病床について
- ・3/23 岡山県の感染状況 レベル1に変更
感染法上の位置づけの変更（5類移行）に伴う対応

県内で確認された新型コロナウイルス感染者の療養状況【3月15日時点】 (単位:件)

時点	合計	確保病床に入院中		一般病床 に入院中	宿泊療養 施設に 入所中	自宅療養中	うち 社会福祉 施設等で 療養中	調整中	退院等	死亡
		(病床 使用率)	うち 重症者							
今週	489, 489	72 (11.6%)	2	10	14	730	46	2	487, 816	845 (571)
先週か らの 増減	+828	▲33 (▲5.3%)	▲2	+3	+5	▲135	▲41	+2	+979	+7 (+3)

() 内は、死亡のうち新型コロナウイルス感染症による死亡

【県内の患者発生状況 (令和5年3月22日現在)】

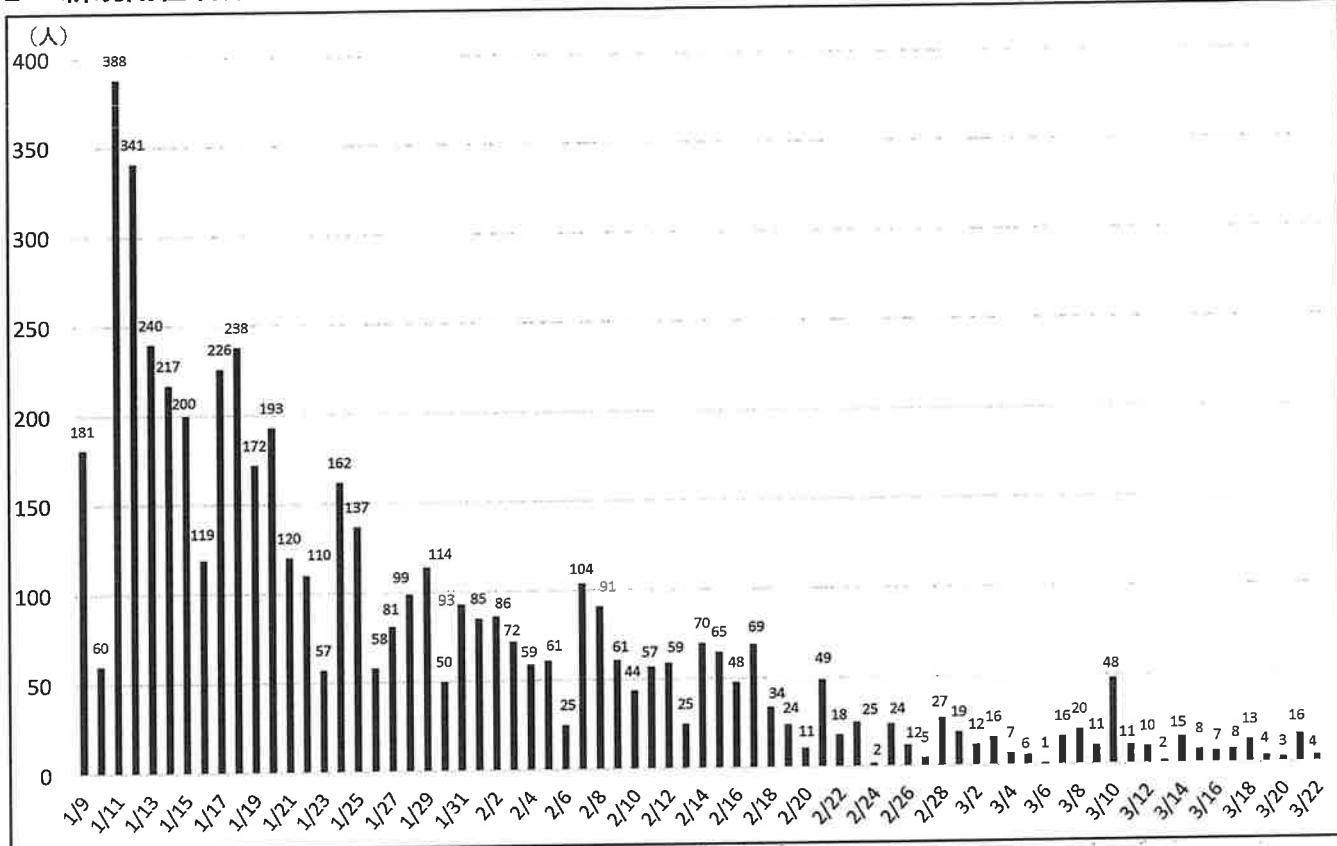
490, 082例

3) 市の対応状況 (3月9日以降)

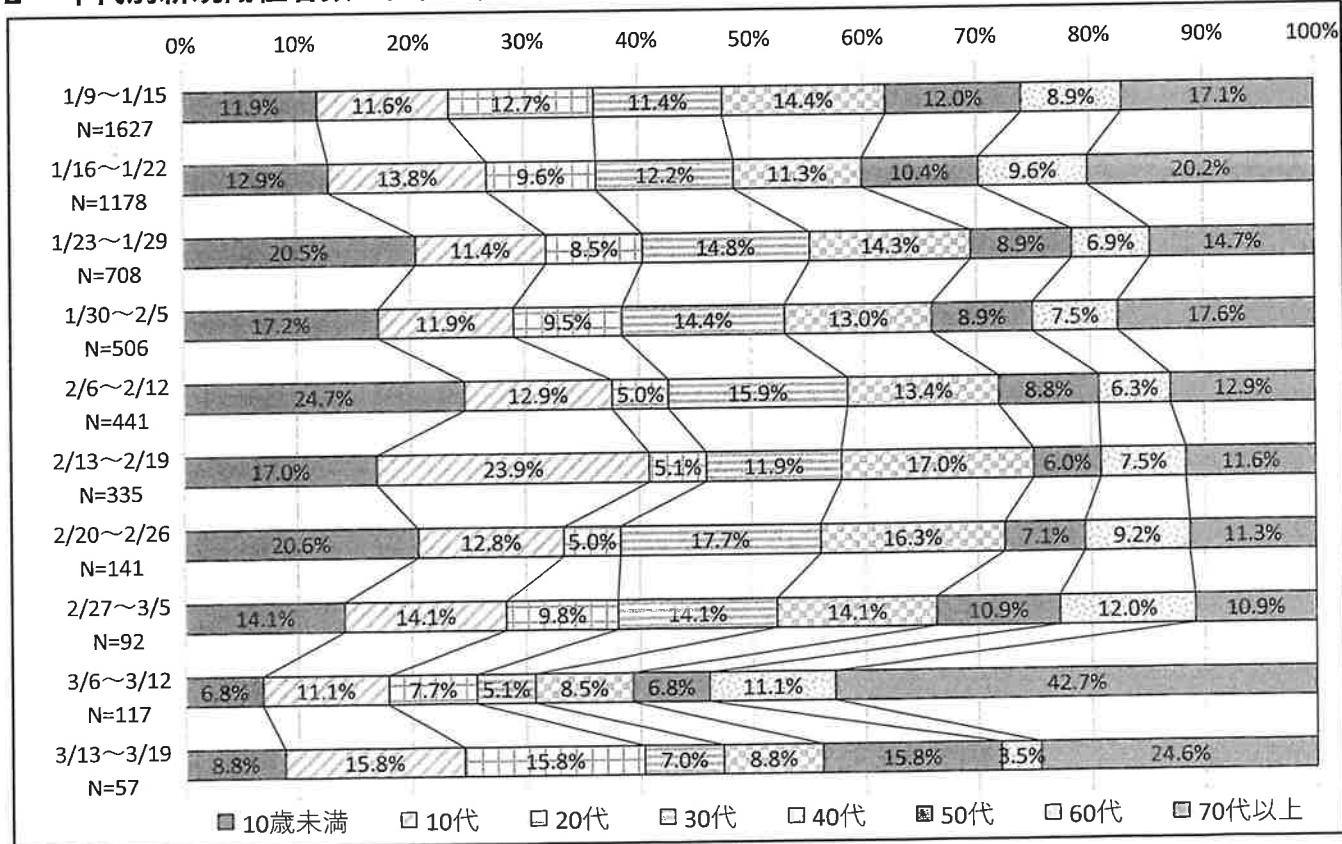
- ・3/9 第62回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（書面開催）
- ・3/24 第63回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（書面開催）

美作保健所管内の感染者の状況

1 新規陽性者数の推移 (R5.1.9～R5.3.22)



2 年代別新規陽性者数の内訳 (R5.1.9～R5.3.19)



*百分比は(%)は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位までを表示した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。

(2) 感染症拡大防止について

令和5年3月9日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

【生活場面での注意点】

マスクについては3月13日から

- ・マスクの着用については、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）に沿った対応とする。 資料1
- ・会食は、できるだけ少人数・短時間で大声を出さないようにする。
- ・「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」の励行など基本的感染対策を行う。

【体調不良時の備えを】

- ・発熱等の体調不良時に備えて、抗原定性検査キットや自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入しておきましょう。
「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」（医療用）もしくは「第一類医薬品」（一般用）の抗原定性検査キットを購入しましょう。

【外出に向けての注意点】

- ・発熱、のどの痛み、咳、倦怠感など少しでも体調が悪い場合は、外出を控える。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底する。
- ・第三者認証店など、感染対策が徹底されている飲食店を利用する。

【適切な受診を】

- ・13歳から64歳までの重症者リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、抗原定性検査キットを用い、なるべく陽性者診断センターを利用すること。
- ・受診する際は、休日や夜間ではなく、なるべく平日の日中に、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）を受診すること。
- ・救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること。

2 イベント等を開催する場合、次のポイントにご留意ください。

○次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること

- ・「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」の励行など基本的感染対策を行うこと
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- ・岡山県が要請する「県内でのイベント開催について」の留意点を遵守すること

3 ワクチン接種について

・新型コロナワクチン

発症や重症化を防ぐため、オミクロン株対応ワクチンの早めの接種を受けましょう。

(3) 報告事項

新型コロナワクチン接種について**1 接種者数等【令和5年3月15日 現在】**

区分	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種
	5歳以上			12歳以上	
対象者数	95,314人	95,314人	95,314人	89,517人	89,517人
接種者数	81,174人	80,804人	68,017人	47,002人	25,520人
接種率	85.17%	84.78%	71.36%	52.51%	28.51%
【参考】接種率 (65歳以上)	(96.95%)	(96.57%)	(91.38%)	(82.22%)	(62.37%)

(参考) オミクロン株対応ワクチンの接種者数等【令和5年3月15日 現在】

対象者数 (12歳以上)	接種者数	接種率	【参考】接種率 (65歳以上)
89,517人	44,883人	50.14%	(74.62%)

2 5歳～11歳のオミクロン株対応ワクチン接種について

- ①接種対象者 5歳～11歳の初回接種完了者
 ②接種回数 1回
 ③ワクチンの種類 5歳～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチン
 ④接種間隔 前回接種日から3か月以上経過後
 ⑤接種開始日 令和5年3月8日（津山市内の医療機関は3月13日以降）

3 令和5年春開始接種について

- ①接種対象者 初回接種を終了した65歳以上の高齢者、5歳～64歳の基礎疾患有する者、医療従事者等
 ②接種回数 1回
 ③ワクチンの種類 オミクロン株対応2価ワクチン
 ④接種開始日 令和5年5月8日

4 令和5年秋開始接種について

- ①接種対象者 初回接種を終了した5歳以上のすべての者
 ②接種回数 1回
 ③ワクチンの種類 使用するワクチンは引き続き国で検討
 ④接種開始時期 令和5年9月

※初回接種が未接種の方は引き続き接種ができます

各園（所）長様

津山市こども保健部長

**保育園（所）等におけるマスク着用の考え方及び
新型コロナウイルス感染症による報告について**

平素より、本市の幼児教育・保育にご尽力いただき、感謝申し上げます。

現在、マスクの着用については、令和5年2月10日付け、「保育所等におけるマスク着用の考え方の見直し等について」（厚生労働省子ども家庭局保育課 事務連絡）を踏まえ、園内で対応をしていただいているところであります。

また、職員・園児が新型コロナウイルスにより感染又は濃厚接触者等になった場合については、園から市へ報告をいただいているところであります。

つきましては、本市において、以下の対応を基本といたしますので、園内での周知・徹底をお願いいたします。

記

1 マスクの着用について

- ・2歳未満児のマスク着用は奨めません。
- ・2歳以上児についてもマスクの着用は求めません。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望するお子様や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じてください。
- ・保護者及び保育士等職員のマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、地域や各保育施設の感染状況等、施設が感染対策上の理由によりマスクの着用を求めることがあります。

2 新型コロナウイルス感染症による報告について

- ・令和5年3月末の新型コロナウイルス感染症に係る保育料（利用者負担額）減免措置及び学級閉鎖要請の終了に伴い、令和5年4月1日以降、新型コロナウイルスによる感染者及び濃厚接触者等についての報告は、不要といたします。

(担当)

津山市こども保健部こども保育課

Tel.0868-32-7028

津教委学第3262号

令和5年3月17日

市立小中学校長 殿

津山市教育委員会教育長
(公印省略)**令和5年4月1日以降の小中学校におけるマスクの取扱い等について**

國の方針では、3月13日以降、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本となっております。

また、5月8日以降は感染症法上の分類が、「5類」に移行すること等を踏まえて、マスクの着用が効果的である場面（医療機関や高齢者施設などへの訪問など）については、マスクの着用を推奨しますが、

基本的に、令和5年4月1日以降、学校内におけるマスクの着用は不要とします。

ただし、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにお願いします。さらに、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導をよろしくお願ひいたします。

今後も適切な感染防止対策を継続しつつ、児童生徒や教職員等の体調に十分注意し、新年度からの学校経営に尽力願います。

(参考) 「感染防止の5つの基本」

・地域の流行状況に关心を持ち、自身や身近な人、社会を感染症から守る

- ① 症状がある場合には自宅療養や受診
- ② 場に応じたマスク着用や、せきエチケット
- ③ 3密（密閉、密集、密接）の回避や換気
- ④ 手洗い
- ⑤ 適度な運動と食事

感染症法上の位置づけの変更 (5類移行) に伴う対応

感染症法上の位置づけの変更に伴う措置等の概要

●令和5(2023)年3月10日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定に基づく整理

○新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に

項目	～5月7日	5月8日～
発生動向	全数把握 ※発生届は高齢者等に限定	定点把握
入院措置・勧告	入院の必要な者を対象	適用外
外出自粛要請	全ての陽性者・濃厚接触者を対象	適用外
健康観察	高齢者等に重点化し、実施	終了

5類移行に伴う主な施策の変更

●医療提供

項目	～5月7日	5月8日～
診療・検査医療機関（外来）	発熱等の患者が、地域の身近な医療機関で診療・検査が受けられるよう、診療・検査医療機関として指定し、公表	幅広い医療機関による診療・検査
患者受入医療機関（入院）	コロナ患者専用病床を確保した医療機関で、県からの調整により患者を受入	幅広い医療機関による受入
入院調整	保健所が医療機関からの発生届をもとに、入院適用と判断した患者を、県が患者受入医療機関へ調整	原則、医療機関間による調整
設備整備、病床確保等補助金	診療・検査に必要な設備整備、コロナ患者専用病床確保のための空床等への補助	補助内容を一部見直し継続
医療費の公費支援	コロナ検査費用や療養期間中の医療費にかかる患者の自己負担額を公費で支援	急激な負担増にならないよう、一定の公費支援を継続

5類移行に伴う主な施策の変更

●陽性者への支援

項目	～5月7日	5月8日～
受診相談・体調急変時の相談体制	発熱時等の受診相談や陽性判明後の体調急変時の相談に対応	継続
陽性者診断センター	自己検査等で陽性判定となった者がWEBで申請し、医師が確定診断を実施	終了
自宅療養サポートセンター	自宅療養中の陽性者に対し、健康観察や健康相談を実施	終了
食料品等の配送	外出ができず、食材等を確保できない自宅療養者のうち希望する者に対して、食料品等を配達	終了
宿泊療養施設	自宅で家族と隔離困難な陽性者が療養するための宿泊療養施設を運営	終了
宿泊療養施設等への搬送	宿泊療養施設や医療機関に、自家用車等により自ら移動ができない陽性者を専用車両で搬送	終了

5類移行に伴う主な施策の変更

●高齢者施設等への支援

項目	～5月7日	5月8日～
感染予防研修	高齢者施設等の職員を対象に、基本的感染対策や感染発生時の対応等の研修の実施	継続
集中的検査	高齢者施設等の職員等を対象に、無償配布した抗原検査キットにより定期的な検査を実施	継続
感染発生時の支援	かかり増し経費や施設内療養を行う施設等への支援を行うとともに、応援職員の派遣等により業務継続を支援	継続
クラスター発生時の感染管理支援	クラスター発生時において、感染管理の専門家（OCIT）を高齢者施設等へ派遣し、感染管理や療養環境整備等の支援を実施	継続
クラスター発生時の看護職員派遣	クラスター発生時において、施設内療養する場合に、看護職員の配置がない、または少数の高齢者施設等に看護職員を派遣	継続

5類移行に伴う主な施策の変更

●感染拡大防止

項目	～5月7日	5月8日～
感染状況の公表	医療機関からの日々の報告を集計し、新規陽性者の発生状況を毎日公表	季節性インフルエンザと同様に定点把握に移行し、週1回公表
ゲノム解析	変異株等の動向調査のためゲノム解析を実施	継続
県民への協力要請	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言等、県民へ行動制限等を要請	特措法に基づかない基本的な感染防止策等の呼びかけは継続
無料検査事業	感染不安のある県民や旅行等で陰性結果を必要とする者を対象に、無料検査を実施	終了

5類移行後の医療提供体制の方向性

限られた医療機関による
コロナ専用医療

幅広い医療機関による
通常医療

	現行	5類移行後	支援内容等
外来	659 ※R5/3/22現在の 診療・検査医療 機関数	幅広い医療機関での対応を 目指す ※R5/3/1現在の内科、小児科、耳鼻 咽喉科を標榜する医療機関数1,085	<ul style="list-style-type: none"> 必要な設備整備等を支援 効率的な感染対策等の普及
入院	75 ※R5/3/22現在の 受入医療機関数	すべての病院での対応を 目指す ※R5/3/1現在の全病院数159	<ul style="list-style-type: none"> 必要な設備整備等を支援 効率的な感染対策等の普及
入院調整	県、保健所 による調整	原則、医療機関間による 調整	<ul style="list-style-type: none"> 県、保健所は医療機関間の入院調整を支援 医療機関間で患者の受入状況を共有する 仕組みを普及 <p>※円滑な移行に向けて、4月5日から、医療 機関間による入院調整を試行的に実施</p>

※入院、入院調整については、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制
に向けた、今後の移行の具体的な方針や目標等を示した9月末までの「移行計画」を
4月21日までに策定

高齢者施設等における対応

高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、
感染を未然に防ぐため感染対策の徹底を図るとともに、感染発生時に備えた医療
機関との連携強化等を図る。

項目	概要
マスク着用※1	<ul style="list-style-type: none"> 従事者は勤務中のマスク着用を推奨
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の徹底、感染症対応力向上のための研修を実施 希望者に対する新型コロナワクチンの接種 従事者への集中的検査の実施
医療機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 感染発生時における相談、往診、入院調整等を行う医療機関 の確保
療養体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 施設内療養に備えた体制を整備
退院患者受入促進	<ul style="list-style-type: none"> 退院基準を満たした入院患者の受入を促進
業務継続計画の策定※2	<ul style="list-style-type: none"> 感染症や災害に備えた業務継続計画を令和6（2024）年3月末 までに策定

※1 令和5(2023)年2月10日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定

※2 令和3年度介護報酬改定により義務づけ

医療費の自己負担について

参考資料

●令和5(2023)年3月10日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定

	現行	位置づけ変更後	具体的な措置など
外来医療費	<ul style="list-style-type: none"> 行政による患者の外出自粛要請 外来医療費の自己負担分を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の外出自粛は求められない 高額な治療薬の費用を公費支援 その他は自己負担 	<p>➢ 新型コロナ治療薬※1の費用は、急激な負担増を避けるため、公費支援を一定期間※2継続</p> <p>※1 緩口薬（ラグブリオ・バキロビッド、ソコード、点滴薬（ベクルリー）、中和抗体薬（ロナブリーブ、ゼビュディ、エバジエルド）</p> <p>※2 夏の感染拡大への対応としてまずは9月末まで措置し、その後の本措置の取扱いについては、他の疾患とのバランスに加え、国の在庫の活用や薬価の状況も踏まえて冬の感染拡大に向けた対応を検討</p>
入院医療費	<ul style="list-style-type: none"> 行政による入院措置・勧告 入院医療費の自己負担分を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 行政による入院措置・勧告はなくなる 入院医療費の一部を公費支援 	<p>➢ 新型コロナ治療のための入院医療費は、急激な負担増を避けるため、一定期間※、高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額（2万円未満の場合はその額）</p> <p>※ 夏の感染拡大への対応としてまずは9月末までの措置とする。その後については、感染状況等や他の疾患との公平性も考慮しつつ、その必要性を踏まえて取扱いを検討</p>
検査	<ul style="list-style-type: none"> 患者を発見・隔離するため、有症状者等の検査費用を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 検査費用の公費支援は終了 ※高齢者施設等のクラスター対策は支援継続 	<p>➢ 検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、公費負担は終了（自己負担）</p> <p>➢ 重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査や従事者の集中的検査は行政検査として継続</p>

医療費の自己負担について

参考資料

●令和5(2023)年3月10日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定

【位置づけ変更後（5/8～）の医療費のイメージ】

○外来医療費

	現在（～5/7）		5/8～		(参考) 新型コロナ治療薬の支障がない場合	
	コロナ	インフル	コロナ（※1・2）	インフル（※1）	コロナ	インフル
75歳以上 (1割負担)	860円	1,170円	1,240～1,390円	1,330～1,480円	10,670～10,820円	1,330～1,480円
70歳未満 (3割負担)	2,590円	3,510円	3,710～4,170円	3,990～4,450円	32,010～32,470円	3,990～4,450円

【前提】5/8以降は、初診料等に含まれるコロナ特例について、院内感染対策を引き続き評価しつつ、届出の簡略化といった事務負担軽減等に伴い見直し。新型コロナはカロナール・ラグブリオ、インフルはカロナール・タミフルを処方するものとして計算

※1 陽性判明前の検査料等・コロナ陽性判明後の医療費について5/8以降は自己負担が発生

※2 コロナ治療薬の自己負担分は公費で補助

○入院医療費

75歳以上	現在（～5/7）		5/8～		(参考) 新型コロナの補助がない場合	
	コロナ (食事代)	インフル (食事代)	コロナ (食事代)	インフル (食事代)	コロナ (食事代)	インフル (食事代)
住民税非課税 (所得が一定以下) (17%)	0円 (0円)	15,000円 (1,800円)	0円 (3,000円)	15,000円 (1,800円)	15,000円 (3,000円)	15,000円 (1,800円)
住民税非課税 (24%)	0円 (0円)	24,000円 (3,780円)	4,600円 (6,300円)	24,000円 (3,780円)	24,600円 (6,300円)	24,000円 (3,780円)
～年収約383万 (52%)	0円 (0円)	24,000円 (8,280円)	37,600円 (13,800円)	24,000円 (8,280円)	57,600円 (13,800円)	24,000円 (8,280円)

【前提】5/8以降は、重症・中等症患者等の特例措置について、業務・人員配置の効率化が図られている実態等を踏まえ見直し（4～6倍→2～3倍など）を実施。新型コロナは中等症で10日間、インフルは6日間入院したものをとして計算

※高額療養費を適用 ※所得区分の（）内の%は年代区分別の加入者数に占める当該所得区分に該当する人数の割合

令和5（2023）年度のワクチン接種

1 法的位置付け、目的等

- ・予防接種法に基づく特例臨時接種を令和6（2024）年3月31日まで延長する。
- ・重症化予防を主な目的とする。
- ・接種対象者は自己負担なく接種を受けられる。

2 接種対象・スケジュール（第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（R5.3.7）資料より抜粋）

		R5.3.8	R5.5月	R5.9月	R6.3.31	
		2022年度		2023年度		
		令和4年秋開始接種		令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種	
12歳以上	65歳以上	(公的関与) ○	接種対象	(公的関与) ○	接種対象	
	基礎疾患あり			×		
	医療従事者等				×	
	上記以外 (健常な65歳 未満)			接種対象外		
5～11歳	基礎疾患あり			○	接種対象	
	上記以外 (健常な小児)			接種対象外	×	
生後6か月～4歳（初回接種）		接種対象（従来型ワクチン） (公的関与 ○)				
初回接種未完了者		接種対象（従来型ワクチン） (公的関与 ○)				

公的関与：予防接種法に基づく努力義務及び接種勧奨